

作成基準に係る各項目の説明

1 資産の部

(1)有形固定資産

一会計年度を超えて地方自治体の経営資源として用いられる資産のうち有形であるもの。

【算定方法】

取得原価として昭和44年度以降の普通建設事業費を累計し、土地を除いて定額法により減価償却(別紙)を行う。(昭和43年度以前に取得した資産は算入されていない。)

また、実際に有形固定資産を所有・管理している資産を表示し、他団体に支出した補助金、負担金等により形成された有形固定資産は計上していない。

※実際に投下された税等の資金の調達源泉と固定資産購入等の資金運用形態をあらわすため、取得原価主義がとられている。

※19年度に売り払った普通財産の総額は約31億円あるが、これを有形固定資産から減額するとしても影響額の全体に占める割合は僅か(約0.1%)であり、また、これら以外の普通財産との整合性がとれないため、減額しないこととした。

(2)投資等

会計年度末までに地方自治体が他の団体にどの程度の出資・出えんを行なったかを示す。

【算定方法】

投資及び出資金並びに貸付金は、19年度末残高を計上。

基金は、流動資産に計上する財政調整基金及び減債基金を除き19年度末現在高を計上。

(3)流動資産

短期的な債務弁済能力を明らかにするため比較的短期間(通常1年間)に現金化される資産を総称。

【算定方法】

現金・預金は、流動性の高い財政調整基金及び減債基金の19年度末現在高と形式収支に相当する歳計現金を計上。

未収金は19年度末の収入未済額を計上。

2 負債の部

(1)固定負債

○地方債：財政収入の不足を補うために資金調達することによって負担する債務

○退職給与引当金：職員が退職するとき条例に基づき、その勤続年数に応じた退職手当を支払う義務を負う＝負債

○債務負担行為：金銭を給付しなければならない確定した債務

【算定方法】

地方債は、19年度末残高から流動負債に計上する20年度地方債元金償還予定額を控除した額を計上。

退職給与引当金は、職員全員が19年度末に普通退職した場合の要支給額の100%を引当金計上。

他会計借入金は、公営企業会計からの借入金の19年度末残高から流動負債に計上する20年度他会計借入金元金償還予定額を控除した額を計上。

基金繰入運用金は、基金から一般会計への繰入運用金の19年度末残高を計上。

(2)流動負債

翌年度中に支払期限が到来して現金等が当該地方公共団体から流失するもの。

【算定方法】

地方債翌年度償還予定額は、地方債の19年度末残高のうち20年度地方債元金償還予定額を計上。

他会計借入金翌年度償還予定額は、他会計借入金の19年度末残高のうち、20年度他会計借入金元金償還予定額を計上。

3 正味資産の部

(1)正味資産

資産形成の財源となった負債を除くもの。

○国庫支出金：資産の財源手当として使用された国庫支出金の額

○一般財源等：資産の財源手当として使用された県税、地方交付税等の額

【算定方法】

国庫支出金は、資産形成の財源となった国庫支出金を計上。うち有形固定資産の財源となった国庫支出金は用地取得費に充当された財源を除き、対応する有形固定資産の耐用年数に合わせて減価償却を行った。

4 欄外注記

(1) 物件の購入等に係るもの及び利子補給等に係るものは20年度以降の支出予定額を計上。

(2) 債務保証又は損失補償に係るものは、公社・協会等に係る債務負担行為限度額に計上。